茨城県スポーツ少年団リーダー会規約

- 第1条 本会は、茨城県スポーツ少年団リーダー会(以下本会と言う。)と称し、茨城県スポーツ少 年団常任委員会専門委員会・上級リーダー指導委員会のもとに組織される。
- 第2条 本会は、茨城県内に組織される登録済みスポーツ少年団が相互に協力し合い、友情を深 め、自らの資質向上に努めるとともに、茨城県スポーツ少年団の発展に寄与することを 目的とする。
- 本会は、前条の目的を達成するため、上級リーダー指導委員会と密接な連携をとり、次の事業を行う。 第3条
 - 会員相互の友情を深めるための活動の実施
 - 会員相互の資質向上のための研修会の実施
 - 3
 - 県本部主催各種事業への参加と協力 県内少年団のリーダーの養成並びにリーダー会設置の促進
 - スポーツ少年団講習会への参加
 - 6
 - リーダー養成のための広報活動 全国の少年団におけるリーダーとの情報交換 その他前条目的達成に必要な事業
- 第4条 本会の会員は次のように定める。 1 高校生以上20歳未満のスポーツ少年団における登録済みのリーダーで、保護者及び単位団代表者並びに各市町村本部長の推薦を受けた者 2 本会の目的に賛同するシニア・リーダースクール修了の25歳未満のリーダー
- 第5条 本会への入会は前条を満たしている者により、所定の加入申込書により行なう。 2 登録は毎年度これを更新するものとする。
- 第6条
- 次の各項に該当するとき会員の資格を喪失する。 リーダーとて研修を怠ったり、会則に違反し会の名誉を著しく傷つけた行為 総会又は公員会においてリーダー資格喪失と認められた場合

 - 3
 - 当年度の会費納入を怠った場合各単位団における登録をしなかった場合 4
 - 退会を申し出て承認された場合
- 第7条

本会に次の役員を置く。 会 長 1名 副会長 書記 2名 会 計 2名 1名 顧問 監査 2名 若干名

- 本会の役員選出は次のとおりとする。 第8条

 - 本会の投資と出ばいのとおりとうもの。 会長・副会長・書記・会計・監査は総会において会員の中から選出される。 顧問は、上級リーダー指導委員会委員並びに県本部事務局のなかから選出し、これに当てる。
- 会長は本会を代表し、会の運営及び県本部並びに上級リーダー指導委員会との連絡調整にあ 第9条 たる。 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。 書記は記録を保存し、必要事項を会員に伝達する。

 - 3
 - 会計は本会の会費その他を経理し、必要に応じ会員にその状況を知らせる。
 - 監査は本会の会計を監査し、会長に報告する。
- 第10条 役員の任期は1ヵ年を原則とし、再任を妨げない。 2 役員は任期を満了しても後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
- 附則1 この規定は平成7年4月27日より施行する。